

令和8年度  
事業計画書

公益財団法人神奈川県公園協会

# 目 次

I	業務概要	1 頁
1	名称等	1 頁
2	基本財産	1 頁
3	設立目的及び事業	1 頁
4	評議員及び役員	2 頁
5	組織及び分掌事務	3 頁
II	令和 8 年度事業計画	5 頁
1	令和 8 年度事業体系図	5 頁
2	令和 8 年度事業運営方針	6 頁
3	令和 8 年度事業計画	6 頁
	(1) 公益目的事業	6 頁
	(2) 収益事業	24 頁
	(3) 公園協会管理運営事業	29 頁

## I 業務概要

### 1 名称等

- (1) 名 称 公益財団法人神奈川県公園協会
- (2) 所 在 地 横浜市中区扇町三丁目8番地8
- (3) 設立・沿革 昭和50年3月20日  
財団法人神奈川県公園協会発足  
平成7年4月1日  
財団法人神奈川県自然公園協会と統合  
平成23年4月1日  
公益財団法人神奈川県公園協会に移行

- 2 基本財産 1億9,000万円（内100万円は神奈川県出捐）

### 3 設立目的及び事業

#### (1) 目的（定款第3条）

みどり・環境の保全と創造に関する普及啓発等を行うとともに、安らぎと快適な生活空間を提供する都市公園及び自然公園施設等の適切な管理運営を行いその利用を促進し、県民の健康・福祉の増進と県土のみどり・環境の保全と創造を図り、地域社会の健全な発展に寄与する。

#### (2) 事業（定款第4条）

##### ア 公益目的事業

(ア) みどり・環境の保全と創造に関する普及啓発等

(イ) 安らぎと快適な生活空間を提供する公園施設等の管理運営、利用促進等

##### イ 収益事業等

(ア) 公益目的事業を推進するための駐車場及び売店等の経営

(イ) その他目的を達成するために必要な事業

#### 4 評議員及び役員

##### (1) 評議員（令和8年3月17日現在）

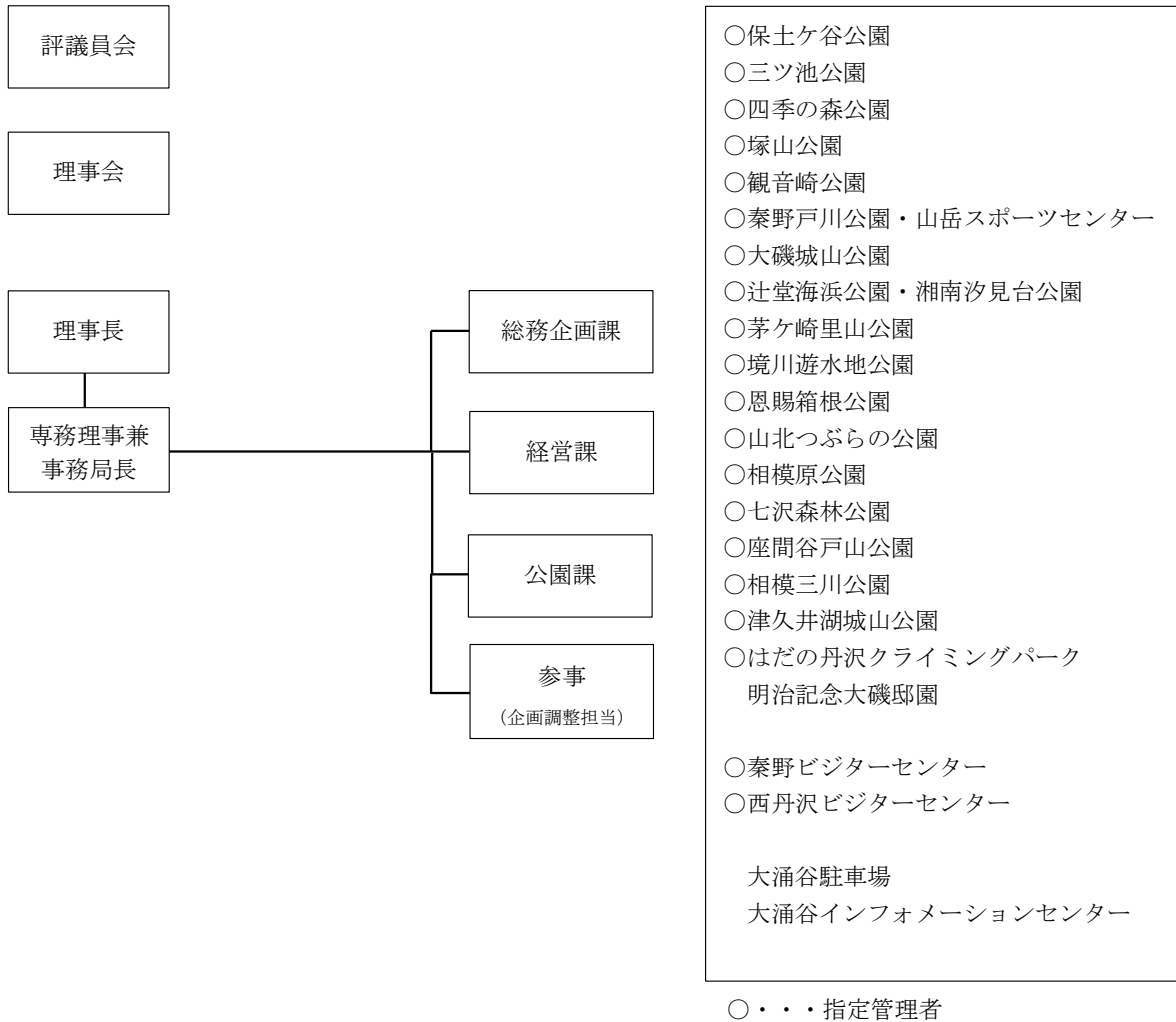
役職名	氏名	現職等
評議員	有菌 和子	NPO法人丹沢自然保護協会理事
評議員	有路 信	一般社団法人日本公園緑地協会顧問
評議員	小野 力	学校法人目黒日本大学学園 目黒日本大学中学校高等学校長
評議員	原田 一明	立教大学法学部教授
評議員	寶積 泰之	元公益社団法人かながわ住まい・まちづくり協会 会長
評議員	松藤 静明	元神奈川県企業庁長

##### (2) 役員（令和8年3月17日現在）

役職名	氏名	現職等
理事長	横溝 博之	(専任)
専務理事	佐藤 治郎	(専任)
理事	石村 隆生	箱根温泉供給株式会社代表取締役社長
理事	遠藤 玲子	元神奈川県県土整備局事業管理部長
理事	園川 真代	法曹有資格者（元プラタナス法律事務所弁護士）
理事	羽澄 俊裕	元東京農工大学農学部地域生態システム学科 特任教授
理事	藤吉 信之	一般社団法人日本公園施設業協会専務理事
監事	木原 英和	元大和市監査委員
監事	高木 務	税理士法人横浜会計事務所 公認会計士・税理士

## 5 組織及び分掌事務

### (1) 組織



役職員数（令和8年3月31日現在）

区分	常勤 役員	常勤 職員	専門員	計
事務局	2人	17人	2人	21人
公園等		53人	53人	106人
合計	2人	70人	55人	127人

## (2) 分掌事務

### □総務企画課

- ・協会運営の企画立案及び調整に関すること
- ・定款及び諸規程に関すること
- ・評議員会及び理事会に関すること
- ・人事、サービス、給与及び旅費に関すること
- ・職員の研修に関すること
- ・福利厚生、被服貸与、労働安全及び衛生管理に関すること
- ・文書の収受、発送及び協会印に関すること
- ・情報公開及び個人情報保護に関すること
- ・その他、他課の主管に属しないこと

### □経営課

- ・協会の経営計画の策定及び総合調整に関すること
- ・協会予算及び決算の統轄に関すること
- ・資産の管理及び運用に関すること
- ・金銭並びに物品の出納及び保管に関すること
- ・契約事務に関すること
- ・会計システムの運用に関すること

### □公園課

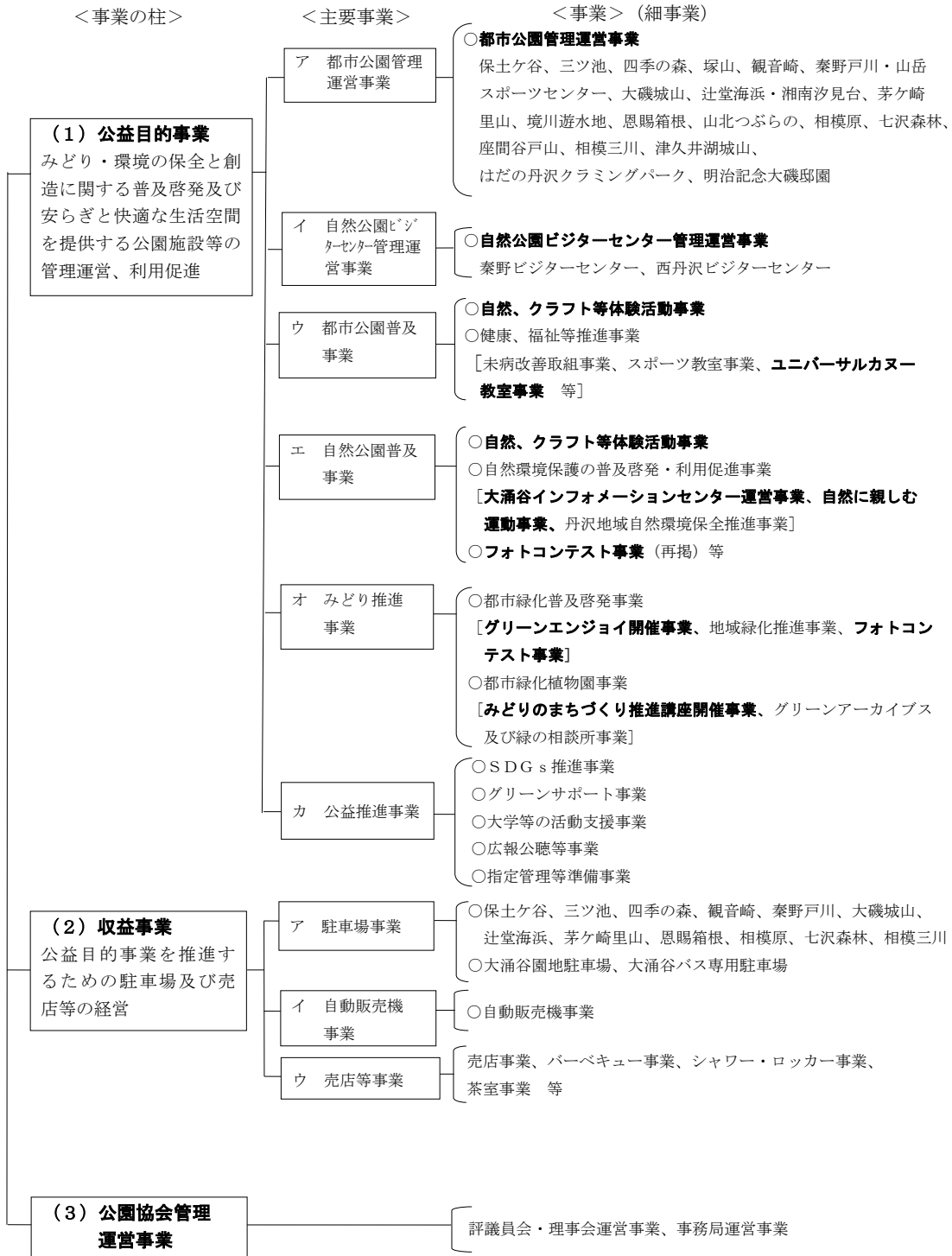
- ・所管する協会事業の総合的な企画及び調整に関すること
- ・公益目的事業の総合的な企画、調整及び調査研究に関すること
- ・みどり・環境の保全と創造に関する普及啓発事業に関すること
- ・指定管理事業に係る調査研究及び企画・調整に関すること
- ・公園、ビジターセンター等の管理運営の統括及び予算執行・決算、事業の執行管理に関すること
- ・公園等における収益事業の企画、調整及び運営に関すること
- ・大涌谷駐車場、大涌谷インフォメーションセンターに関すること
- ・防災対策活動指針等に関すること
- ・執行管理システムの運営及び総合調整に関すること
- ・NPO、ボランティアその他関係団体との協働等に係る総合調整に関すること
- ・広報刊行物、広報資料の作成及びホームページの運営その他協会事業の情報提供に関すること
- ・緑化協力金に関すること
- ・関係機関等との連絡調整に関すること

### □公園、ビジターセンター等

- ・公園、ビジターセンター等の管理運営方針に沿った施設の管理運営に関すること
- ・みどり・環境の保全と創造に関する普及啓発事業の企画立案、実施に関すること
- ・公園、ビジターセンター等の利用促進に係る自然観察会、講習会、研修会、イベント等の企画開催に関すること
- ・公園、ビジターセンター等の収益事業に関すること
- ・公園、ビジターセンター等の施設、遊具を始め利用者に対する安全管理に関すること
- ・公園、ビジターセンター等の情報収集及び情報発信に関すること
- ・NPO、ボランティアその他関係団体等との連絡調整及び協働に関すること
- ・関係機関等との連絡調整に関すること

## II 令和8年度事業計画

### 1 令和8年度事業体系図



※太字は、行政庁へ公益目的事業として届け出ている事業

## 2 令和8年度事業運営方針

令和8年度は、県立都市公園の第四期指定管理の5年目に当り、指定管理期間の2年延長も踏まえ、改めて提案事業の実施状況の再確認を行い、提案内容の実現に向け、積極的に取り組むこととする。

県立ビジターセンターについては、第三期指定管理期間の2年目として提案事業の実現に取り組む。

はだの丹沢クライミングパークについては、指定管理期間の最終年度として提案事業の実現に着実に取り組む。

また、事業活動を行うに当たっては、環境への配慮、誰もが働きやすい職場づくり、コンプライアンスの徹底等に積極的に取り組み、持続可能な社会の実現に貢献するとともに、多発する自然災害への備えをはじめ、社会環境の変化を的確に捉え、事業実施に反映するなど、公益財団法人として公益性の高い事業に取り組む。

なお、既存事業の不断の見直しや収入の拡充方策の検討のほか、公益目的事業、収益事業及び指定管理公園の状況変化等、将来の経営環境の変化に備えるための積立てや金融資産を生み出す努力を行うとともに、業務のICT化やDXの推進を行うなど、更なる効率化や財源の確保に取り組むものとする。

## 3 令和8年度事業計画

### (1) 公益目的事業

#### ア 都市公園管理運営事業

指定管理者として管理する県立都市公園等20施設等の管理運営を行う。

##### ①都市公園管理運営事業

保土ヶ谷公園、三ツ池公園、四季の森公園、塚山公園、観音崎公園、秦野戸川公園・山岳スポーツセンター、大磯城山公園、山北つぶらの公園、辻堂海浜公園・湘南汐見台公園、茅ヶ崎里山公園、境川遊水地公園、恩賜箱根公園、相模原公園、七沢森林公園、座間谷戸山公園、相模三川公園、津久井湖城山公園、はだの丹沢クライミングパーク

#### ■県立保土ヶ谷公園の管理運営

共同事業者である(株)サカタのタネ、サカタのタネ グリーンサービス(株)、(株)オーチャーと連携し、管理運営方針として掲げた「スポーツやみどりを通じて、誰もが楽しめるヘルシー&インクルーシブパーク」に基づき事業を実施する。

運動公園として、硬式野球場、サッカー場、プール等の高品質な維持管理を継続するとともに、競技団体と連携した「親子野球教室」や「オープンスタジアム」を開催するなど、子どもから高齢者、初心者からトップアスリートまでの誰もがスポーツに触れ、楽しむ機会の拡大に向け取り組む。

スポーツ関連以外でも、誰もが利用しやすい公園となるよう地元社会福

社法人と連携した身障者目線での施設点検を行うほか、地域に根差し「みんなのパークフェス」「梅まつり」等のイベントを開催する。

また、本公園の広域避難場所、広域応援活動拠点としての機能をさらに高めるため、消防及び公園利用団体等と連携した防災訓練や、地域と連携し災害用かまど型ベンチを活用したイベント等を行う。

#### ■ 県立三ツ池公園の管理運営

共同事業者である（株）石勝エクステリア、サカタのタネ グリーンサービス（株）と連携し、管理運営方針として掲げた「人々が集い、活動×交流の拠点となる公園」に基づき事業を実施する。

本公園の主要な景観を構成する三つの池、「さくら名所 100 選」に選定されているサクラに加え、運動施設やコリア庭園等の適切な管理運営を行う。特に、高木化・老木化が課題となっているサクラや樹木については、学識経験者や県、地元団体と連携した「三ツ池公園桜樹等再生会議」を活用し、令和5年度に実施した、クラウドファンディングによるサクラの周囲のツツジ移植工事に引き続き、保全・再生対策を進める。

また、活動や交流の場づくりとして、地域が主催する「三ツ池公園文化環境フェスティバル」等への開催協力や、ボランティアや地域団体が企画・実施するイベントと連携する「三ツ池フレンズ制度」の取組を進める。

さらに、国際交流の拠点づくりとして、「在日本大韓民国民団神奈川地方本部」と連携したコリア庭園のガイドや普及活動に取り組む。

#### ■ 県立四季の森公園の管理運営

共同事業者である大和ハウスリアルティマネジメント（株）、サカタのタネ グリーンサービス（株）と連携し、管理運営方針として掲げた「日本の美しい四季を感じる公園 再生・四季の森公園」に基づき事業を実施する。

市街地に残る貴重な自然環境や里山風景を守り、育てていくため、新たに策定した「里山管理計画」に基づく管理を行うことにより、長期的な視点で里山の景観と自然環境の再生・保全に取り組む。

里山体験を通じた人と自然とのふれあいを促進するため、SATOYAMA デイキャンプ、里山の自然と食、文化等について学ぶ講座「四季の森 里山ラボ」、地産地消と賑わい創出のための里山マルシェ等を開催する。

また、地域一体となった市内有数のみどりの拠点づくりを目指し、近隣商業施設との広報連携や、周辺施設とのネットワークの形成に取り組む。

#### ■ 県立塚山公園の管理運営

共同事業者である県立塚山公園保存会と連携し、管理運営方針として掲げた「塚山公園を地域の持続可能な発展の核に」に基づき事業を実施する。

サクラの名所として、地元造園会社や樹木医と連携し、サクラの保全を行うとともに、テングス病や腐朽菌等により衰弱したソメイヨシノの代替として、ジンダイアケボノ等の植樹に取り組む。

地域とともに地域の価値の維持・向上に取り組むため、本公園と塚山のシンボルである三浦按針の供養塔「安針塚」を一体的に管理するなど、公園周辺の魅力向上に努め、三浦按針ゆかりの地として、横須賀市逸見観光協会が主催する「塚山公園さくら祭」に協力する。

また、未病改善の取組として、「グリーンエクササイズ」等の健康増進プログラムを充実するほか、災害時の備えとして、各種マニュアルの更新や災害対応物品の備蓄を行う。

#### ■ 県立観音崎公園の管理運営

共同事業者である京急サービス（株）と連携し、管理運営方針として掲げた「行きたい！遊びたい！住みたい！よこすか観音崎」に基づき事業を実施する。

県が策定した「観音崎公園再生計画」を踏まえ、巨木化・過密化した樹林地や、老朽化した施設の適切な管理を行うほか、森から海への連続的な自然環境における生物多様性の保全を行うため、令和5年度にクラウドファンディングを活用して整備した旧噴水広場「つながりの谷」の充実を図り、誰もが植物に触れ、憩えるような仕組みづくりを実施する。

園内の貴重な自然や歴史的遺産など多様な魅力を発信するため、「里海・里山探検隊」「歴史ガイドツアー」等を実施する。

また、公園や周辺地域の魅力向上と地域活性化に向け取り組むため、三浦半島全体にネットワークを持ち、半島の観光振興等に注力する共同事業者、三浦半島の周辺施設等と連携した取組を実施するとともに、園内山間部のアクセス向上のため令和4年度に導入したEVカートの活用や、最寄り駅から公園までのタクシー送迎サービスを積極的に実施するほか、園内駐車場でのRVステーション事業も稼働させる。

近隣施設や地元町内会等の協力を得て、「ART FESTIVAL」や「さくらまつり」等の地域連携イベントを一層充実させ、地域の活性化を図っていく。

さらに、公園及び地域の防災機能の強化を図るため、近隣住民等と協働で避難・防災訓練を実施する。

#### ■ 県立秦野戸川公園・山岳スポーツセンターの管理運営

共同事業者である小田急電鉄（株）と連携し、管理運営方針として掲げた「丹沢の花と自然に親しむアウトドアレクリエーションパーク」に基づき、両施設の特性を活かした一体的な管理運営を行う。

本公園は、表丹沢を望む雄大なロケーションや都市近郊のアウトドアレクリエーションの拠点として、安全・快適な環境を提供するため適切な管理を行うとともに、「親子農業体験」等を実施する。

また、地域を代表する花修景地としてチューリップの大規模植栽等に取り組むほか、本公園が地域振興の核となるよう、園路沿いへのロウバイの植栽に引き続き取り組む。

山岳スポーツセンターは、クライミング施設や宿泊棟の適切な管理を行うほか、神奈川県山岳連盟と連携したスポーツクライミングの普及及び指導者養成等に取り組む。

また、国民スポーツ大会の予選会やパラクライミングジャパンシリーズ、神奈川スピードクライミング競技会といった大会運営のサポートを行うほか、JMCSA（日本山岳・スポーツクライミング協会）の次世代アスリート育成強化拠点として、事業に協力する。

さらに、園内の県立秦野ビジターセンターやはだの丹沢クライミングパークを含めた4施設が連携し、相乗効果を発揮しながら魅力向上や地域振興に資する施設となるよう管理運営を行う。

#### ■ 県立大磯城山公園の管理運営

共同事業者である湘南造園（株）と連携し、管理運営方針として掲げた「地域とともに、邸園文化の魅力の発信、おもてなし」に基づき事業を実施する。

旧三井別邸地区の邸園の魅力向上を図るため、同地区に「ヤマユリ園路」を拡充するなど、日本情緒あふれる空間づくりに取り組む。

また、邸園文化に触れ、親しみ、学ぶことのできる場を充実するため「大磯ガーデンアカデミー」を継続する。

地域の活性化や観光振興に取り組むため、園内の大磯町が管理する旧吉田茂邸や大磯町郷土資料館、近隣の明治記念大磯邸園との連携に加え、大磯地域が国の「湘南邸園文化ツーリズム」に登録されていることから、様々な主体との連携・交流を強化するなど、地域の周遊性の促進と広域的な利用の促進に取り組む。

本公園の広域避難場所としての防災機能をさらに高めるため、災害対応物品の備蓄や地元自治会等と連携した訓練を実施する。

#### ■ 県立辻堂海浜公園・湘南汐見台公園の管理運営

共同事業者である（株）オーチャー、（株）サカタのタネ、サカタのタネ グリーンサービス（株）、小田急電鉄（株）と連携し、管理運営方針として掲げた「人々が集い、創造の活力に満ちる、ハートフルパーク」に基づき事業を実施する。

辻堂海浜公園は、公園の魅力を高めるため、年間を通じた花いっぱいの公園づくりに取り組むほか、あらゆる人々が公園に親しむための場として「ユニバーサルカヌー体験会」を開催する。

また、子ども達の成長をサポートする場として、親子で楽しく参加できる「わくわくトレインまつり」の開催、プール冬季等活用も兼ねた水遊びコーナーやのりもの広場等を実施する。

さらに、藤沢市と連携した津波避難訓練や、地域団体と協働した辻堂かいひん盆踊り「辻の盆」など、様々な事業を地域とのパートナーシップにより取り組む。

湘南汐見台公園は、「地域に愛される快適な公園」を管理運営方針とし、少年野球場、多目的グラウンド、遊具施設の適切な管理運営に取り組むほか、地元球団と連携した「子ども野球教室」の開催や、近隣の小学校と連携した「みんなの花壇づくり」に取り組む。

#### ■ 県立茅ヶ崎里山公園の管理運営

共同事業者である（株）小田急ビルサービスと連携し、管理運営方針として掲げた「人と自然がつながる、いきいき里山公園」に基づき事業を実施する。

谷戸の里山風景や伝統的な農業を行う田畑、芝生広場、大型遊具、バーベキュー場等の適切な管理運営を行う。

里山環境の保全と、里山を通じたにぎわい・ふれあい交流の輪づくりに取り組むため、地域や市民団体など様々な主体と協働した管理を実施するほか、里山活動に興味を持っていただくための「里山担い手サイクル」の構築を引き続き進める。

また、地域とともに地域活性化の拠点づくりを促進するため、「里の家マルシェ」や「茅ヶ崎里山公園まつり」等を開催するほか、若い世代の発想を公園づくりに活かすため、地元大学や企業とも連携し、更なるボランティアの活性化や地域の魅力づくりをテーマとした取組を実施する。

#### ■ 県立境川遊水地公園の管理運営

共同事業者であるサカタのタネ グリーンサービス（株）と連携し、管理運営方針として掲げた「遊水地の自然とスポーツの魅力を活かした交流

拠点」に基づき事業を実施する。

横浜市と藤沢市に跨る3つの遊水地を活用し、自然豊かなビオトープや少年野球場などの各種運動施設の適切な管理運営を行う。

蓄積されたノウハウを活用し、遊水地機能の確保と河川水貯留後の公園機能の早期復旧に取り組むほか、遊水地機能を広く一般の方に知っていただくため、関係機関と連携した「遊水地見学会」等を開催する。

また、長期的視点に立ったビオトープ管理を行うため、地元NPOや大学、野鳥観察を行うボランティア団体（遊水地探鳥クラブ）等と連携し、自然環境調査を行うほか、環境学習の場として活用するため、「バードウォッチング入門」等を開催する。

さらに、未病改善に役立ち、多様な世代が楽しめる健康づくり・スポーツメニューを提供するため、インクルーシブスポーツ体験イベントを開催する。

#### ■ 県立恩賜箱根公園の管理運営

共同事業者である（株）ランドフローラ、（株）小田急箱根と連携し、管理運営方針として掲げた「皇室ゆかりの庭園 箱根離宮の歴史と浪漫を伝える」に基づき事業を実施する。

本公園は「国登録記念物」、国の「ガーデンツーリズム登録制度」にそれぞれ登録されており、箱根の離宮跡地を活用した風光明媚な公園として適切な管理運営を行う。

離宮の歴史や魅力を感じる贅沢な空間を提供するため、高水準な樹木管理、遺構や野鳥・コケ等の動植物の保全、富士山や芦ノ湖の優れた眺望を確保するとともに、アセビ、サクラ、シャガによる花の見どころづくりを継続して行う。

また、「昭和100周年記念事業」として、本公園の一大イベントである「バラの展示」の際に、昭和にゆかりのあるバラコーナーを設置するなど機運を醸成する。

さらに、他の皇室ゆかりの公園と連携した周遊観光を推進するなど、公園の魅力向上のみならず、地域振興にも貢献する公園づくりを行う。

#### ■ 県立山北つぶらの公園の管理運営

管理運営方針として掲げた「より多くの人が集う 天空のアクティビティパーク」に基づき当協会が単独で事業を実施する。

本公園から望む富士山や相模湾等の雄大な眺望の確保、令和5年度にクラウドファンディングを活用して補植したジンダイアケボノザクラの

健全な育成やツツジ等の花木の適切な管理、豊かな自然環境の保全に取り組むほか、アスレチックをはじめとした多種多様な遊具の安全管理を行う。

また、地域の活性化に貢献する公園づくりを進めるため、「ダイヤモンド富士鑑賞会」や「自然観察会」、「山北つぶらの公園まつり」を開催するなど、山北町や地域団体との連携体制を構築し、本公園が地域の情報発信拠点となるよう取り組む。

#### ■ 県立相模原公園の管理運営

共同事業者である（株）サカタのタネ、サカタのタネ グリーンサービス（株）と連携し、管理運営方針として掲げた「花とみどりの豊かなパークライフ第2章 心に花を咲かせる」に基づき事業を実施する。

フランス風庭園や温室、広大な芝生広場や菖蒲園、せせらぎの園等の施設を有する美しい公園として、適切な管理運営を行う。

花とみどりの魅力あふれる公園を目指し、洋風庭園ゾーンや樹林地ゾーンなど、各ゾーンの特性に合わせた維持管理を行う。

また、県民の「やってみたい」をサポートする体制「co-en フレンズ制度」や、様々な世代や多様な方々が参加するユニバーサルな花壇づくりなど、地域と協働した魅力づくりに取り組む。

県立都市公園唯一の都市緑化植物園として緑の普及啓発と情報発信を強化するため、様々な団体と連携して花とみどりに触れる機会を拡充するほか、グリーンアーカイブスにおいて、収集した公園や緑地に関する資料等を公開する。

さらに、県が整備を進める誰もが楽しめる「ともいき広場」の管理運営について協力する。

#### ■ 県立七沢森林公園の管理運営

管理運営方針として掲げた「森をまもり、人をささえ、地域とつながる公園づくり」に基づき当協会が単独で事業を実施する。

自然豊かな森林、陶芸などが出来る「森のアトリエ」や里山の暮らし体験などが味わえる「森の民話館」、アスレチック広場やバーベキュー場等の適切な管理運営を行う。

また、将来を見据えた計画的な樹林更新を行うため、大学とも連携した「七沢森林再生計画（仮称）」の取りまとめを行うほか、森林を活用した健康促進プログラムとして、「ツリークライミング」や「森林セラピーウォーク」等を実施する。

さらに、地域活性化に取り組むため、地域と連携した「森のまつり」や「緑のまつり」を継続するとともに、広域からの集客を推進するため、厚

木市の観光施策や地元観光協会との連携強化に取り組む。

#### ■ 県立座間谷戸山公園の管理運営

管理運営方針として掲げた「未来へとつなぐ、持続可能な里山モデルの展開」に基づき当協会が単独で事業を実施する。

市街地に残る谷戸の豊かで多様な自然環境や里山の風景を保全活用した、田んぼや湿生生態園、野鳥観察池、様々な観察林を有する自然生態観察公園として適切な管理運営を行う。

豊かな植生と生物多様性を育む健全で安全な樹林地や草地となるよう、「外来種防除マニュアル」や「エリア別植物管理計画図」に基づき、市民団体等と連携した計画的な管理を行う。

里山の役割や歴史、文化などに触れ、学ぶための「野菜作り隊」、「米作り隊」、「谷戸山公園まつり」等を実施するほか、新たにニホンミツバチの生息環境の保全のために巣箱を設置し、営巣環境を提供する。

また、SDGs 実践普及の場として「やとやま学校」の実施継続、公園資源を活用した県民の健康づくりの場として「森林浴体験会」や「落ち葉プール」等のプログラムを実施する。

さらに、地域の子育て支援団体と連携し、「みちくさ広場」で子育て支援事業として「森の遊び場」を実施する。

#### ■ 県立相模三川公園の管理運営

共同事業者であるサカタのタネ グリーンサービス（株）と連携し、管理運営方針として掲げた「人をつなぐ、川がつなぐ、未来へつなぐコンフルエンスパーク」に基づき事業を実施する。

河川敷を活用した広大な空間や優れた景観の中に野球場やパークゴルフ場、芝生広場や自然観察園、大型遊具などを有する公園として、適切な管理運営を行う。

また、誰もが利用しやすく、様々な交流を生み出す場となるよう、地域と連携した「せせらぎまつり」を開催するほか、雨の日でも公園を利用できるよう絵本を読んだりお絵描き等ができるキッズスペースの設置や、地域高齢者のコミュニティーとして公園体操事業を社会福祉協議会と協働で実施するなど、多目的スペースを活用した子育て支援や地域との取組のほか、河川環境や防災を学ぶパネル展示などを行う。

さらに、広域的な利用を促進するため、利便性が向上した県央地域の高速道路ネットワークや鉄道等のインフラを活用した広報に取り組む。

#### ■ 県立津久井湖城山公園の管理運営

共同事業者であるサカタのタネ グリーンサービス（株）と連携し、管理運営方針として掲げた「しろやまオープンミュージアムと快適な湖畔の憩いの空間」に基づき事業を実施する。

歴史と里山の体験ゾーン（城山地区・根小屋地区）では、歴史資源と自然環境に配慮した維持管理を行うほか、自然と歴史の学習機会を充実するため、「自然観察会」等の講座を開催する。また、スマートフォンユーザー向けに整備した歴史セルフガイド「津久井城電子案内」及び自然情報のセルフガイド「はなもく散歩」の活用を行う。

水といこいのゾーン（水の苑地・花の苑地）では、「ルピナス」や「ジニア」を約8,000株植栽する見応えある花壇や、国道413号沿いの花修景など、エリア毎に楽しめる景観づくりに取り組む。

また、前年度に引き続き、あらゆる人々が公園に親しむための場として「ユニバーサルカヌー体験会」を水の苑地で開催する。

さらに、地域活性化に貢献するため、地元の観光協会や商工会等と連携した「津久井城まつり」や公園ボランティアや地元自治会との協働で「宝ヶ峰の里まつり」を開催するほか、城山ダムと地域の自然・歴史を学ぶ校外学習プログラムの周知・活用に努める。

#### ■ はだの丹沢クライミングパークの管理運営

共同事業者である小田急電鉄（株）と連携し、秦野戸川公園内にあるボルダー施設として、県立山岳スポーツセンターと一体的に適切な管理運営を行う。

利用者が安心して利用できる環境を維持するため、ボルダー施設の日々の点検を実施する。

また、山岳スポーツセンターの2施設（リード壁、スピード壁）と連携し、全国的なスポーツクライミングの聖地としての魅力を高め、市民の健康増進や表丹沢の魅力向上と観光振興、クライミングの普及振興と利用者の裾野拡大を図るよう、様々な事業に取り組む。

さらに、レベルに応じたボルダー教室や3施設を活用した体験会の開催に向けた検討、秦野市と連携した情報発信など、県立施設とともに地域振興の核となる拠点づくりを目指した管理運営を行う。

#### ② 大磯町からの受託事業

大磯城山公園内に位置し、大磯町が管理する大磯町郷土資料館及び旧吉田茂邸の敷地内の樹木管理業務等を受託し、適切に事業を実施する。

また、「明治記念大磯邸園」東エリアの町区域約 1.9ha の巡視等業務を受託し、国からの受託事業と併せて適切に事業を実施する。

### ③国からの受託事業

令和 10 年度までの全面開園に向け、国が整備を進めている明治記念大磯邸園の企画運営管理業務を引き続き受託し、適切に事業を実施する。

## イ 自然公園ビジターセンター管理運営事業

自然公園ビジターセンター 2 施設において、丹沢の自然情報や登山情報を収集・発信し、登山者の安全確保を図るとともに、自然保護の大切さについて普及啓発を進める。実施に当たっては、両ビジターセンターが一体となり効果的・効率的な運営に取り組む。

また、第三期指定管理期間の 2 年目として提案事業の実現に向けて積極的に取り組む。

さらに、都市公園と連携した展示を行うなど、幅広い普及啓発や利用促進に取り組む。

### ■県立秦野ビジターセンターの管理運営

丹沢山地の中で登山者の多い塔ノ岳や鍋割山の登山口に位置する当施設は、主に表丹沢及び東丹沢地域の登山情報や自然情報の収集・発信拠点としての管理運営を適切に行う。

また、引き続き地元警察や登山団体等と連携し、安全登山の普及啓発を行うほか、秦野戸川公園に訪れる家族連れなどの幅広い利用者層に応じた楽しめる展示制作や自然体験プログラムを通じた自然保護の普及啓発に取り組む。

令和 8 年度は、第 4 四半期に県による常設展示リニューアル工事による一時閉鎖が予定されていることから、県と調整し、柔軟な対応を行う。

### ■県立西丹沢ビジターセンターの管理運営

檜洞丸を中心とした西丹沢の登山口に位置する当施設は、本格的な登山・沢登りを目的とした利用者が多いことから、西丹沢地域における自然や登山の情報収集・発信の充実とともに、展示や自然教室を通じた自然保護の普及啓発に取り組む。

また、引き続き地元警察や自然公園指導員等と連携し、山岳遭難防止の更なる普及啓発に取り組むとともに、引き続き地元警察や自然公園指導員等と連携し、山岳遭難防止の更なる普及啓発に取り組む。

さらに、第三期指定管理における新規事業等を着実に実施するため関係団体等との連携を推進する。

## ウ 都市公園普及事業

### ①自然、クラフト等体験活動事業

公園を活用した環境学習、自然教室、クラフト体験教室等を通じ、みどり・環境の保全についての理解を深める。

### ②健康、福祉等推進事業

公園の施設を活用した未病改善の取組として、各公園において日頃から行えるノルディックウォーキング等を推進するとともに、様々なスポーツ大会やウォーキング教室を開催する。

また、誰もが安全に楽しめる「ユニバーサルカヌー」について、令和6年度にクラウドファンディングを活用して更新した新たなカヌー艇も用い、経年劣化が進む艇の更新をさらに進めながら、辻堂海浜公園や津久井湖城山公園において体験試乗会を実施する等、健康、福祉の推進に取り組む。

## エ 自然公園普及事業

### ①自然、クラフト等体験活動事業

ビジターセンターや自然公園において環境学習、自然教室、クラフト体験教室の開催や、学校等への講師派遣を通じ、みどり・環境の保全についての理解を深める。

### ②自然環境保護の普及啓発・利用促進事業

大涌谷インフォメーションセンターにおいて、大涌谷をはじめとした箱根地域の自然、歴史、見どころ等の情報を広く公開するとともに、環境省（富士箱根伊豆国立公園管理事務所）、神奈川県、箱根町、一般財団法人 自然公園財団箱根支部、当協会が組織する「箱根地域自然に親しむ運動実行委員会」の一員として、自然に親しむ運動事業を開催するなど、誰もが箱根の魅力に触れることができる機会を提供し、箱根地域の自然環境保護の普及啓発と利用促進を図る。

また、環境省の箱根ビジターセンターと当協会が管理運営する丹沢の2つのビジターセンター（秦野・西丹沢）が共同で、自然情報やイベント案内を掲載した「自然公園だより」を発行し、県内の自然公園への理解を深めるとともに利用促進を図る。

### ③丹沢地域自然環境保全推進事業

丹沢大山自然再生委員会の委員として自然環境保全の普及活動に協力するほか、県の「丹沢大山クリーンピア 21」に協力し、各ビジターセンターで丹沢のゴミ持ち帰り運動を行うなど、丹沢地域の自然環境保全活動に取り組む。

## オ みどり推進事業

### ①都市緑化普及啓発事業

#### ■グリーンエンジョイ開催事業

NPO 法人と協働し、県民参加による都市緑化先進事例の見学会を企画・開催する等、みどり・環境の保全と創造に関する普及啓発を推進する。

#### ■地域緑化推進事業

##### ・地域緑化活動支援事業

花と緑にあふれたまちづくりを推進するため、街中での緑化活動や生物多様性の保全活動の支援を地域・関係団体・企業・福祉施設等と連携し行う。

また、障がい者の就労支援を目的とし、県内の学校や商業施設等で植栽される「どんぐりの苗木」を福祉施設と協働して生産する。

##### ・2027年国際園芸博覧会 PR イベント事業

2027年に開催される国際園芸博覧会の機運醸成を図るとともに、園芸文化の普及、花や緑が身近にある暮らしの提案等を行うことにより、地域緑化を推進するため、県立都市公園において、花植え体験等のPRイベントを開催する。

#### ■フォトコンテスト事業

##### ・花とみどりのフォトコンテストの開催

県立都市公園・自然公園等の風景や景観の魅力に触れ、みどり・環境の保全と創造の意識啓発に繋がるフォトコンテストを行う。

##### ・花とみどりのフォトコンテスト入賞作品展の開催

県立都市公園等において、県内各地の様々な風景や景観を通し、みどり・環境の保全の必要性を伝える作品展を開催する。

### ②都市緑化植物園事業

相模原公園は、県立都市公園唯一の都市緑化植物園であることから、都市公園管理運営事業に加え、平成29年10月にオープンした「グリーンアーカイブス」の着実な運営を行うほか、みどりのまちづくりを推進するための普及事業を開催するなど、都市緑化植物園としての機能拡充に取り組む。

#### ■グリーンアーカイブス&緑の相談所事業

園内の「公園ナビステーション」に、併設する「グリーンアーカイブス」において、県内の都市公園や都市緑化に関する資料を収集・展示するとともに、サカタのタネグリーンハウス内の「緑の相談所」では、県民や団体等の都市緑化を担う活動を支援するなど、緑の情報発信拠点としての機能

充実を図る。

■みどりのまちづくり推進講座開催事業

NPO 法人と協働し、地域で都市緑化を実践するための知識や技術を習得するための講座を開催する。

■ガーデニングスクール事業

園内の「日本庭園」や「緑の街」等を活用し、都市緑化の普及啓発を図るためのガーデニングスクールを開催する。

カ 公益推進事業

①SDG s 推進事業

■誰もが安全・安心に過ごせる公園管理

ユニバーサルデザインを推進するため、4カ国語に対応したホームページの運用、点字パンフレットの配布等に取り組む。また、子育て支援を充実するため、子ども向け屋内スペースや遊び場の運営等に取り組む。

■防災拠点としての公園管理

各公園の防災用品の備蓄に取り組み、地域と連携した避難訓練を行い、利用者等の避難誘導や各公園に配備した防災対策資機材を有効に活用する。

また、職員の緊急参集訓練を行うなど、災害時に的確な対応を図るための準備に取り組む。

■環境に配慮した管理

生物多様性の保全を推進するため、希少動植物の保護、外来種防除、樹林地管理等を進める。

また、環境負荷の削減や資源循環型管理を推進するため、再生可能エネルギーを活用した電力確保の促進や、各公園に配備したスーパー、移動式炭焼き機等の環境対策資機材を活用した維持管理に取り組む。

②グリーンサポート事業

高い専門性と技術力を有した特別指導員による技術指導により、公園管理運營業務における植物管理の質の向上に取り組むほか、利用者目線で公園サービスの調査を行う「モニター制度」の実施により、管理運營業務の質や職員の資質の向上を図る。

### ③大学等の活動支援事業

大学等の公園等に関する自然環境調査や、利用ニーズ調査などの研究活動を支援し、その成果を管理運営に活用するため、支援体制を整備し、連携先の拡大に努めるとともに、研究活動の場としての活用の充実を図る。

### ④広報公聴等事業

協会ウェブサイトや各公園、ビジターセンターのウェブサイト及び X (旧 Twitter)、Facebook 等のソーシャルメディアを活用し、公園等のイベント情報、自然情報、安全管理情報等のきめ細かな情報を発信し、質の高い利用サービスを行う。

また、地元タウン情報誌への記事掲載や、「かながわパークナビ」、「オリジナルカレンダー」等を発行するほか、当協会マスコットキャラクター (coちゃん・enちゃん) を活用した広報活動を行うなど、公園の利用促進や協会事業を広く PR するとともに、みどり・環境の保全等の普及啓発を推進する。

### ⑤指定管理等準備事業

明治記念大磯邸園の国区域について、包括的民間委託を想定した応募に向け、提案事業の企画・検討及び提案書の準備に取り組む。

有料施設の管理運営

指定管理者として管理する県立都市公園等において、有料施設の運営を行う。

[利用料金]

■保土ヶ谷公園

施設名	料金体系	令和8年度収入見込 (令和7年度収入見込)
硬式野球場	◇入場料を徴収しない場合 1時間 3,610円 (他に室内練習場、照明料等有り) ◇入場料を徴収する場合 徴収した入場料の総額に10分の1を乗じて得た額 ただし、その額が36,590円未満のときは36,590円	51,463千円 (51,463千円)
軟式野球場	1時間 1,070円	
少年野球場	1時間 470円	
サッカー場	◇入場料を徴収しない場合 1時間 11,000円 ◇入場料を徴収する場合 徴収した入場料の総額に10分の1を乗じて得た額 ただし、その額が110,000円未満のときは110,000円	
ラグビー場	◇入場料を徴収しない場合 全面1時間 11,000円 半面1時間 5,500円 4分の1面1時間 2,750円 ◇入場料を徴収する場合 徴収した入場料の総額に10分の1を乗じて得た額 ただし、その額が110,000円未満のときは110,000円	
テニスコート	2時間 1,420円 3時間 2,130円	
プール	大人(中学生以上) 310円 小人(小学生以下) 110円	
体育館	全面3時間 3,690円 半面3時間 1,830円 卓球1面1時間 340円 (他に照明料有り)	

■三ツ池公園

施設名	料金体系	令和8年度収入見込 (令和7年度収入見込)
テニスコート	1面2時間	1,420円
	1面3時間	2,130円
軟式野球場	1面2時間	2,140円
	1面3時間	3,210円
多目的広場	1面2時間	1,040円
	1面3時間	1,560円
プール	大人	310円(中学生以上)
	小人	110円(1歳から小学生以下)
		11,971千円 (11,951千円)

■秦野戸川公園

施設名	料金体系	令和8年度収入見込 (令和7年度収入見込)
軟式野球場	1時間 1,070円	747千円 (747千円)
多目的 グラウンドA・B	1時間 310円	

■山岳スポーツセンター

施設名	料金体系	令和8年度収入見込 (令和7年度収入見込)
宿泊室	1泊	3,140円
	小学生	1,570円
	宿泊以外の利用1室 1時間	160円
研修 ・トレーニング室	一般利用(1人) 午前	160円
	午後	210円
	専用利用(1時間)	530円
屋外クライミング ウォール(リード)	一般利用(1人1時間)	200円
	専用利用(1面1時間)	2,000円
屋外クライミング ウォール(スピード)	一般利用(1人1時間)	200円
	専用利用(1面1時間)	2,000円
		6,700千円 (6,700千円)

■辻堂海浜公園

施設名	料金体系	令和8年度収入見込 (令和7年度収入見込)
ジャンボプール	大人（高校生以上） 850 円 午後3時30分以降の入場は520円 中人（中学生） 520 円 小人（小学生以下） 210 円 障がい者及び介添え1名無料  回数券 大人 7枚綴り／5,100 円 中人 7枚綴り／3,120 円 小人 7枚綴り／1,260 円	127,167 千円 ( 127,167 千円)
交通展示館	20歳以上65歳未満 310 円 20歳未満及び学生 210 円 高校生及び65歳以上 100 円 ※中学生以下、障がい者及び介添え1名無料	
スカイサイクル	大人（中学生以上） 210 円 小人（小学生以下） 100 円 ※障がい者及び介添え1名無料	
多目的 グラウンド	全面1時間 3,200 円 半面1時間 1,600 円	

■湘南汐見台公園

施設名	料金体系	令和8年度収入見込 (令和7年度収入見込)
少年野球場	1単位（1時間） 平日 230 円 土日休日 470 円	814 千円 ( 814 千円)
運動広場	1単位（1時間） 平日 150 円 土日休日 310 円	

■相模原公園

施設名	料金体系	令和8年度収入見込 (令和7年度収入見込)
サカタのタネ グリーンハウス	無 料（有料エリア除く） 有料エリア入場料 大人 100 円 ※中学生以下、障がい者及び介添え1名無料	1,737 千円 ( 1,720 千円)

■相模三川公園

施設名	料金体系	令和8年度収入見込 (令和7年度収入見込)
軟式野球場	平日 2時間 1,060円 土日休日 2時間 2,120円	4,933千円 (4,886千円)
少年野球場	平日 全面2時間 920円 平日 半面2時間 460円 土日休日 全面2時間 1,840円 土日休日 半面2時間 920円	
多目的 グラウンド	平日 全面2時間 600円 平日 半面2時間 300円 土日休日 全面2時間 1,200円 土日休日 半面2時間 600円	
パークゴルフ	大人(高校生以上) 200円	
	小人(中学生以下) 100円 子ども用コース(4歳~小学2年生) 無料	

■はだの丹沢クライミングパーク

施設名	料金体系	令和8年度収入見込 (令和7年度収入見込)
ボルダー	小学生、中学生(1時間) 200円 (1日) 700円 高校生、大学生(1時間) 300円 (1日) 1,000円 一般(1時間) 500円 (1日) 1,600円 専用利用 全面(1時間) 7,500円	6,760千円 (6,760千円)

合 計		令和8年度収入見込 (令和7年度収入見込)
		212,292千円 (212,208千円)

[使用料]

■境川遊水地公園

施設名	料金体系	
少年野球場 A・B	全面 (2時間) 1,840円 (3時間) 2,760円 半面 (2時間) 920円 (3時間) 1,380円	※使用料は県に納入
多目的グラウンド	全面 (2時間) 600円 (3時間) 900円 半面 (2時間) 300円 (3時間) 450円	
テニスコート	1面 (2時間) 1,400円 (3時間) 2,100円	

(2) 収益事業

ア 駐車場事業

(ア) 県立都市公園等駐車場管理運営事業

指定管理を受けている公園の駐車場 12 施設について、利用者が安全・安心で快適に利用できる有料駐車場として、適正な管理と確実な運営を行う。

公園名	駐車料金	収容台数	令和 8 年度収入見込 (令和 7 年度収入見込)
保土ヶ谷公園 通年有料 (時間制)	1 時間まで 以降 30 分毎に加算 1 日上限 二輪 無料 大型 630 円 普通 220 円 大型 320 円 普通 110 円 大型 3,060 円 普通 1,020 円	大型 10 台 普通 367 台 臨時駐車場 410 台	85,714 千円 ( 85,714 千円)
三ツ池公園 3/16~11/15(毎日)、 1/5~3/15・11/16~ 12/27(土日休日)有 料(時間制)	通常期 繁忙期 大型 830 円 1,250 円 普通 510 円 830 円 二輪 無料	北門駐車場 普通 93 台 大型 6 台 正門駐車場 普通 57 台	42,150 千円 ( 41,648 千円)
四季の森公園 1/4~12/28 (土 日休日) 有料	普通 510 円 二輪 80 円 (12 月 29 日~1 月 3 日は無料)	普通 165 台	10,799 千円 ( 10,696 千円)
観音崎公園 ※繁忙期:1 月 1 日~ 1 月 3 日、GW(4 月 25 日~5 月 10 日)、7 月 1 日~8 月 31 日、11 月 3 日	通常期 繁忙期 中型以上 880 円 1,430 円 普通 550 円 880 円	第 1 駐 52 台 第 2 駐 134 台 第 4 駐(臨時) 57 台 第 5 駐 34 台	29,097 千円 ( 28,558 千円)
秦野戸川公園 通年有料 (時間制{駐車 後 30 分以降有 料})	平日(7/21~8/31・12/29~1/3 は休日料金) 中型以上 200~ 1,000 円 普通車 100~ 500 円 休日 中型以上 400~1,600 円 普通車 200~800 円 二輪 無料	中型以上 10 台 普通 334 台 二輪 10 台 臨時駐車場 240 台	22,740 千円 ( 22,696 千円)
大磯城山公園 土日休日有料 (時間制)	1 時間まで 以降 30 分毎に加算 二輪 無料 (第 2・3 駐車場は通年無料) 中型以上 1,200 円 普通 300 円 中型以上 600 円 普通 150 円	第 1 駐 36 台 第 2 駐 19 台 第 3 駐 2 台 旧吉田茂邸駐車場 中型以上 2 台 普通 24 台	4,900 千円 ( 4,900 千円)

公園名	駐車料金	収容台数	令和8年度収入見込 (令和7年度収入見込)
辻堂海浜公園 通年有料 (時間制)	1時間まで 大型 1,050円 普通 430円 以降30分毎に加算 大型 530円 普通 220円 1日上限(フェール期間除く) 大型 上限なし 普通 1,250円 二輪 無料	東駐 525台 西駐 301台	217,790千円 (217,790千円)
茅ヶ崎里山公園 通年有料 (1回制)	平日(12/29~1/3は休日料金) 大型 610円 普通 200円 休日 大型 1,220円 普通 410円 二輪 無料 (北駐車場は通年無料)	東駐 42台 西駐 262台 大型 10台 北駐 101台	18,797千円 (18,727千円)
恩賜箱根公園 通年有料 (時間制{二輪は1回制})	1時間毎 大型 850円 普通 320円 1回制 二輪 110円	大型 9台 普通 62台 二輪 10台	25,703千円 (25,703千円)
相模原公園 通年有料 (時間制)	平日 大型 310~610円 普通 100~200円 休日 大型 1,020~2,040円 普通 310~610円 二輪 無料 (西駐車場は通年無料)	中央駐 282台 大型 5台 二輪 10台 西駐車場 41台	16,711千円 (16,552千円)
七沢森林公園 4,5,10,11月の土日休日有料 (1回制)	大型 1,050円 普通 530円 二輪 110円 (北口駐車場は通年無料)	中央口駐 83台 (大型2台) 第2駐 29台 北口駐 38台 第3駐 52台	1,873千円 (1,873千円)
相模三川公園 土日休日有料 (1回制)	普通 400円(EV車200円) 二輪 100円 (スポーツ広場駐車場は通年無料)	ふれあい広場駐 101台 スポーツ広場駐 80台 スポーツ広場 臨時駐車場 121台  (うち有料は101台)	5,651千円 (5,597千円)
合 計			481,925千円 (480,454千円)

(イ) 自然公園駐車場管理運営事業

大涌谷は、富士箱根伊豆国立公園内に位置しており、箱根を代表する景勝地であり、園地には多くの観光客が訪れる観光名所である。

大涌谷は火山ガスの影響等により、園地の利用時間制限や大涌谷自然研究路など園地の一部の立入り規制が行われるため、引き続き、園地事業者と連携を図り、火山ガスに対応した避難訓練の実施や大涌谷園地監視員の配置など、利用者が常に安全・安心で快適に利用できる有料駐車場の運営を行うとともに「箱根山火山防災協議会」の取組に協力していく。

令和4年3月28日に利用が再開された大涌谷自然研究路について、引き続き県・町・園地事業者と連携した安全利用とPRに協力する。

大涌谷駐車場の経営面では、引き続き、利用者の安全性・快適性の確保に主体的に取り組むとともに、計画的な施設の修繕・更新や噴火警戒レベル引上げ等に伴う減収リスクへ対応する財源の確保に努め、より一層の機能向上と適正で安定した駐車場運営を進める。

また、当協会が引き続き「箱根大涌谷園地活性化協議会」の事務局となり、園地事業者、環境省（富士箱根伊豆国立公園管理事務所）、神奈川県、箱根町等の関係者と連携を図り、更なる利用者の安全性と利便性の向上に努める。

施設名	駐車料金	収容台数	令和8年度収入見込 (令和7年度収入見込)
大涌谷駐車場 通年有料（時間制）	平日 大型 2,000 円 普通 500～1,300 円 二輪 200 円 休日 大型 2,000 円 普通 500～2,600 円 二輪 200 円	大型 10 台 普通 111 台 二輪車 10 台	188,364 千円 (180,179 千円)
大涌谷大型バス専用 駐車場 通年有料（1回制）	大型 2,000 円	大型 14 台	29,890 千円 (30,774 千円)
合 計			218,254 千円 (210,953 千円)

イ 自動販売機事業

指定管理を受けている公園において、利用者の利便性とサービスの向上を図るため、自動販売機の管理運営を行う。

施設名	設置数 ( )R7	令和8年度収入見込 (令和7年度収入見込)
保土ヶ谷公園	27 台	10,063 千円 ( 10,223 千円)
三ツ池公園	17 台	8,323 千円 ( 8,142 千円)
四季の森公園	9 台 (7)	5,090 千円 ( 4,844 千円)
塚山公園	2 台	132 千円 ( 132 千円)
観音崎公園	15 台	4,812 千円 ( 4,896 千円)
秦野戸川公園	11 台 (10)	2,836 千円 ( 2,914 千円)
大磯城山公園	5 台	886 千円 ( 879 千円)
辻堂海浜公園	32 台	17,319 千円 ( 17,461 千円)
湘南汐見台公園	3 台	685 千円 ( 685 千円)
茅ヶ崎里山公園	16 台 (15)	4,704 千円 ( 4,704 千円)
境川遊水地公園	15 台	4,831 千円 ( 4,959 千円)
恩賜箱根公園	4 台	1,363 千円 ( 1,363 千円)
山北つぶらの公園	3 台	333 千円 ( 333 千円)
相模原公園	14 台	5,207 千円 ( 5,161 千円)
七沢森林公園	10 台	1,733 千円 ( 1,733 千円)
座間谷戸山公園	12 台 (11)	3,506 千円 ( 3,731 千円)
相模三川公園	9 台	4,126 千円 ( 4,367 千円)
津久井湖城山公園	4 台	1,296 千円 ( 1,291 千円)
はだの丹沢クライミングパーク	2 台	421 千円 ( 421 千円)

施設名	設置数 ( )R7	令和8年度収入見込 (令和7年度収入見込)
明治記念大磯邸園	1台	54千円 ( 18千円)
合 計	211台 (206)	77,720千円 ( 78,257千円)

#### ウ 売店等管理運営事業

当協会が管理運営する県立都市公園の利用者の利便性とサービスの向上を図るため、売店や軽飲食施設等の管理運営を行う。

公園名	施設	設置数	令和8年度収入見込 (令和7年度収入見込)
保土ヶ谷公園	売店・軽飲食	6施設	3,010千円 ( 1,978千円)
	オートテニス	1施設	1,100千円 ( 1,000千円)
秦野戸川公園	バーベキュー場	1施設	11,400千円 ( 9,328千円)
	茶室	1施設	5,000千円 ( 5,000千円)
大磯城山公園	茶室	1施設	2,540千円 ( 2,340千円)
辻堂海浜公園	売店・軽飲食	11施設	13,111千円 ( 12,772千円)
	シャワー・ロッカー	3施設	7,085千円 ( 7,155千円)
茅ヶ崎里山公園	バーベキュー場	1施設	8,742千円 ( 9,822千円)
境川遊水地公園	温水シャワー	1施設	60千円 ( 60千円)
三ッ池公園	温水シャワー	0施設	0千円 ( 40千円)
恩賜箱根公園	茶処	0施設	0千円 ( 2,600千円)
相模原公園	売店	1施設	410千円 ( 406千円)
七沢森林公園	バーベキュー場	1施設	6,500千円 ( 7,170千円)
	陶芸教室	1施設	2,450千円 ( 2,030千円)
合 計		29施設	61,408千円 ( 61,701千円)

(3) 公園協会管理運営事業

ア 評議員会・理事会等運営事業

区 分	予定年月	審議予定項目
定時評議員会	令和8年6月	令和7年度収支決算 令和7年度事業報告 等
定例理事会	令和8年6月	令和7年度事業報告 令和7年度収支決算 定時評議員会の開催 等
	令和9年3月	令和9年度事業計画 令和9年度収支予算 等
臨時理事会	令和8年10月	公園等視察調査 等

イ 事務局等の運営事業

当協会の業務の基盤となる事務局の管理及び運営に要する経費等を確保し、適切に運営する。

## 事業の概要(公益目的事業の種類及び内容、収益事業等の内容)

### 【法人の事業について】

#### 1. 事業の一覧

##### (1)公益目的事業

事業番号	事業の内容
公 1	みどり・環境の保全と創造に関する普及啓発及び安らぎと快適な生活空間を提供する公園施設等の管理運営、利用促進等

##### (2)収益事業等

###### [1]収益事業

事業番号	事業の内容
収 1	公益目的事業を推進するための駐車場及び売店等の経営

###### [2]その他の事業(相互扶助等事業)

事業番号	事業の内容

## 2. 個別事業の内容について

### (1) 公益目的事業について

事業番号	事業の内容	当該事業の事業比率 (%)
公 1	みどり・環境の保全と創造に関する普及啓発及び安らぎと快適な生活空間を提供する公園施設等の管理運営、利用促進等	79.3

#### [1] 事業の概要について

##### 公1事業について

###### 1 目的

当協会の定款の目的である「みどり・環境の保全と創造に関する普及啓発等を行うとともに、安らぎと快適な生活空間を提供する都市公園及び自然公園施設等の適切な管理運営を行いその利用を促進し、県民の健康・福祉の増進と県土のみどり・環境の保全と創造を図り、地域社会の健全な発展に寄与する」ことを実現するため、定款で定めるみどり・環境の保全と創造に関する普及啓発等及び安らぎと快適な生活空間を提供する公園施設等の管理運営、利用促進等の事業を実施する。

###### 2 公益目的事業を「公1」にまとめた理由

定款事業である「(1) みどり・環境の保全と創造に関する普及啓発等」及び「(2) 安らぎと快適な生活空間を提供する公園施設等の管理運営、利用促進等」は相互に密接に関連しており、連携して一体的に取り組むことで、その目的及び事業効果をより高める。

###### (1) みどり・環境の保全と創造に関する普及啓発等

公園をはじめ自然の中で、みどり・環境の大切さに気づき、学ぶこと等を目的とした事業、イベントなどを行う。

みどり・環境関連事業の企画・実施に当たっては、広く情報・資料の収集や調査を行うとともに、ホームページ、広報誌等により、積極的に情報を発信し普及啓発を図りながら、できるだけ多くの人々の参加、意見交換、協働のもとに行うことを通じ、知識の普及、人材の育成を図り、みどり・環境の保全と創造に寄与する。

###### (2) 安らぎと快適な生活空間を提供する公園施設等の管理運営、利用促進等

公園等の管理運営においては、安心・安全で安らぎと快適な生活空間を提供し、子どもからお年寄、障がいのある方にも親しまれる公園づくりを通して、県民の健康、福祉の増進を図るとともに、誰もが参加できる交流の場づくりを進め、地域社会の活性化と健全な発展に寄与する。

公園等が、こうした各種事業の繰り広げられる場とともに、(1)のみどり・環境の保全と創造に関する普及啓発等によって、啓発された多くの人々へ多様な活動の場を提供することにより、さらに公益性を高めることになる。

###### ・都市公園管理運営事業（指定管理事業）

財源：指定管理料収入、都市公園駐車場収入、利用料収入、自動販売機収入等

###### ・自然公園ビジターセンター管理運営事業（指定管理事業）

財源：指定管理料収入

（都市公園及び自然公園管理運営事業に伴う主な委託業務）

設備保守、法定点検、清掃、警備業務等

###### ・自然、クラフト等体験活動事業（自主事業）

財源：収益事業収入、参加費（実費弁償程度）、自主財源

- ・ユニバーサルカヌー教室事業（自主事業）  
財源：指定管理料収入、自主財源
- ・自然に親しむ運動事業（自主事業）  
財源：収益事業収入、自主財源
- ・大涌谷インフォメーションセンター運営事業（自主事業）  
財源：収益事業収入、自主財源
- ・グリーンエンジョイ開催事業（自主事業）  
財源：指定管理料収入、収益事業収入
- ・みどりのまちづくり推進講座開催事業（自主事業）  
財源：指定管理料収入、収益事業収入
- ・フォトコンテスト事業（自主事業）  
財源：指定管理料収入、収益事業収入

[2]事業の公益性について

定款(法人の事業又は目的)上の根拠	第4条第1項第1号及び第2号
神奈川県のみどり・環境の保全と創造を目的とした講座、体験活動教室等を開催し、みどり・環境の保全を推進する人材の育成及び実践の場を提供する等、「地球環境の保全及び自然環境の保護及び整備を目的とする事業」に該当すると考える。	
公園等をボランティア、近隣住民、自治会等をはじめとした地域の皆さん、団体と協働し管理運営するとともに、みどりのまちづくり事業の開催により、地域住民と地域の緑化推進を図る等、「地域社会の健全な発展を目的とする事業」に該当すると考える。	
公園で管理運営している運動施設等の利用推進や環境学習、スポーツ教室を開催し、県民の健康増進を図る等「教育、スポーツ等を通じて国民の心身の健全な発達に寄与し、又は豊かな人間性を涵養することを目的とする事業」に該当すると考える。	

事業区分	区分ごとのチェックポイント	チェックポイントに該当する旨の説明
他の事業区分に該当しない場合	<p>1.事業目的(趣旨:不特定多数でない者の利益の増進への寄与を主たる目的に掲げていないかを確認する趣旨。)</p> <p>2.事業の合目的性(趣旨:事業の内容や手段が事業目的を実現するのに適切なものになっているかを確認する趣旨。)</p> <p>ア 受益の機会の公開(例 受益の機会が、一般に開かれているか)</p> <p>イ 事業の質を確保するための方策(例 専門家が適切に関与しているか)</p> <p>ウ 審査・選考の公正性の確保(例 当該事業が審査・選考を伴う場合、審査・選考が公正に行われることとなっているか)</p> <p>エ その他(例 公益目的として設定した事業目的と異</p>	<p>「都市公園管理運営事業」</p> <p>1.誰もが安心・安全・快適に過ごせるよう、都市公園法等関係法令及び当協会で定めた都市公園の管理運営指針等に基づき、公園を管理運営し、憩いの場としての安全管理、癒しのための景観づくり、コミュニケーションの場づくり、災害時の防災拠点としての役割等、公の施設であることを深く認識し、不特定多数の者の利益の増進に寄与することを目的とした事業である。</p> <p>また、都市公園を「体験活動教室事業」、「みどりのまちづくり推進講座事業」、「グリーンエンジョイ開催事業」、「フォトコンクール事業」等の実践の場として活用することにより、公益性を更に高めている。</p> <p>2.</p> <p>ア 誰もが訪れることができる公園として、受益の機会が一般に開かれている。</p> <p>□維持管理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・植物管理</li> </ul> <p>公園内の植物の適正な育成の管理と共に景観の保全に努め、利用者に安らぎと快適な生活空間を提供する。</p> <p>また、環境へ配慮した自然環境の保護と生物多様性の保全に留意し、剪定枝や除草後の植物性廃棄物を堆肥化、マルチング化しリサイクルを行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設管理</li> </ul> <p>公園内にある施設の機能を発揮するため、定期、随時の保守・点検・修繕等を実施し、利用者へ安全・安心・快適に利用できる施設管理を実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・清掃管理</li> </ul> <p>公園内の園路、広場、休憩施設、トイレ等の施設について清潔・快適・安全・安心に</p>

<p>なり、業界団体の販売促進、共同宣伝になっていないか)</p> <p>(注)2.(事業の合目的性)ア～エは例示であり、事業の特性に応じてそれぞれ事実認定上の軽重には差がある。</p>	<p>過ごせる清掃管理を実施している。</p> <p>□利用指導、利用調整</p> <p>不特定多数の方が公平・平等に利用ができるよう、都市公園法や県条例等の関係法令や利用ルールの下、施設の正しい利用方法の普及、利用者間(障がい者も含む)の調整等を行っている。</p> <p>□公園利用の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各公園に設置したご意見箱、WEB からの投稿、利用者アンケート等で、広く県民からの意見・要望をいただき、公園の管理運営へ反映する。</li> <li>・多彩な公園まつりやライトアップイベント等、多くの方が参加できる様々なイベントを企画・開催し、公園利用の促進と利用形態の多様化を図る。</li> </ul> <p>□市民団体等、地域と協働したイベントによる豊かな県民生活、地域づくりへの寄与</p> <p>営利を目的としない公益法人としての公益性により市民団体、特定非営利活動法人、学校法人等、地域との信頼関係を築き、協働した様々なイベント、取り組みにより公園を活用し、県民の健康と安らぎの場を提供するとともに、豊かな地域社会づくりに努めている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・園内のスポーツ施設を活用した、サッカー教室、バレーボール大会などのスポーツイベント、健康遊具を活用した運動教室等を開催し、県民の健康の増進に寄与する。</li> <li>・園内の自然を活かした自然観察会や、田畑、樹林地での農業体験・里山体験等の体験プログラムを企画・開催し、みどり・環境の保全、地域文化の継承等の大切さの普及啓発とともに、多様な人材の交流、育成に努めている。</li> <li>・各公園におけるボランティア活動を推進し、「社会貢献の場づくり」、「生きがいづくり」に寄与するため、様々な公園のボランティア活動へ参加できるように、広報媒体を活用した情報提供の充実に努めている。</li> </ul> <p>□災害対策</p> <p>災害時及び日頃からの来園者の安心安全を確保するため、緑とオープンスペースからなる都市公園の防災機能を発揮させるため次のとおり取り組んでいる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当協会が独自に策定した「災害対策活動指針」に基づき、災害の未然防止と災害発生時の迅速かつ適切な対応を図る。</li> <li>・広域避難場所に指定されている公園においては、災害発生時にその機能が果たされるよう、県や市の防災関係機関と連携し、迅速かつ適切な対応を図る。</li> <li>・全ての公園への AED の設置及び災害対応型の自動販売機の導入</li> <li>・駐在する公園スタッフによる定期的な防災訓練、防災設備の稼働点検及び、全スタッフへの上級救命講習会受講の義務化</li> </ul> <p>イ 事業の質を確保するため、次のとおり専門家が適切に関与している。</p> <p>□職員</p> <p>公園管理運営士、造園施工管理技士、ピオトープ管理士等の資格を有する職員が主となり、みどり・環境の保全や維持管理を行い、事業の質の向上に努めている。</p> <p>また、各公園へ防火管理者、危険物取扱者等の資格を有する職員の配置や全スタッフ</p>
---	--

		<p>フへの上級救命講習会受講を義務化する等、安全管理を徹底している。</p> <p>□グリーンサポート指導員</p> <p>公園管理運營業務の各分野において高い専門性と技術力を有した特別指導員による公園の随時調査、指導や提案等により、事業の質とともに職員の資質の向上を図っている。</p> <p>・指導分野</p> <p>植物管理の手法に関する調査・指導(樹木医等)公園内の維持管理全般に関わる調査・指導</p> <p>□適正な管理手法による、事業の質の確保</p> <p>・トータルマネジメントによる管理運営</p> <p>都市公園は、環境保全や防災、利用面等における機能の発揮、さらには県民との協働関係の推進など、管理運営に求められる内容や手法は様々であり、利用ニーズの多様化へ対応した、将来を見据えた計画的な公園づくりと管理運営が求められている。</p> <p>当協会では長年の管理運営経験を活かし、各公園の特色を踏まえた管理計画の策定をはじめ、植物や施設等の維持管理、体験活動の実施、ボランティア団体や自治体との連携等、管理運営から利用者サービスのトータルマネジメントを行うことで、中長期視点に立った公園利用の多様性を追求しつつ、誰もが利用しやすくなる快適な空間を創出するよう、事業の質を高めている。</p> <p>ウ 当協会が管理する野球場、多目的グラウンド、テニスコート等のスポーツ施設の有料施設の利用申込は、県の公共施設利用予約システムを活用し、公正な抽選を行っている。</p> <p>エ 業界団体の販売促進、共同宣伝となる事業は行っていない。</p>
(10) 博物館等の展示	<p>1.当該博物館等の展示が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。</p> <p>2.公益目的として設定されたテーマを実現するプログラムになっているか。(例:テーマに沿った展示内容/出展者にはテーマに沿った展示を厳守させている/テーマで謳っている公益目的とは異なり、業界団体の販</p>	<p>「自然公園ビジターセンター管理運営事業」</p> <p>1.当協会の学芸員・自然解説員の調査研究及び県自然環境保全センター、公立博物館をはじめ、県内の研究機関、特定非営利活動法人、ボランティア団体等との連携により、丹沢の自然情報や登山情報を収集し、常に最新の情報を発信することで登山者の安全確保や丹沢地域の自然環境の保護の普及啓発を図る等、不特定多数の者の利益の増進に寄与することを目的とした事業であり、事業や展示内容は広報媒体で明らかにしている。</p> <p>・当協会ホームページへの掲載</p> <p>・広報媒体への掲載</p> <p>・当協会が管理運営する公園等の施設や開催市町村における広報</p> <p>・チラシ配布やポスター掲示</p> <p>2.丹沢の豊富な自然情報を子どもの目線での展示や手に触れることのできるハンズオン展示等により、誰もが体感できる展示をはじめ、動植物の観察会、安全登山の講習会等の体験活動教室の開催により、子どもから高齢者まで誰もが自然の大切さについて理解</p>

	<p>売促進や共同宣伝になっていないか)</p> <p>3.資料の収集・展示について専門家が関与しているか。</p> <p>4.展示の公開がほとんど行われず、休眠化していないか。</p>	<p>を深めることができる等、自然環境の保護の普及啓発を実現するプログラムとなっている。</p> <p>3.資料収集、展示、解説等については、当協会の学芸員や自然解説員、県立生命の星・地球博物館の研究員等をはじめとした専門家が適切に関与している。</p> <p>4.ビジターセンターは年間を通じて無料で開館しており、展示内容は常に公開している。</p> <p>□休館日 12月29～1月3日(西丹沢ビジターセンターは、月曜日及び月曜日が祝日の場合はその翌平日が休館日)</p>
(4) 体験活動等	<p>1.当該体験活動等が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。</p> <p>2.公益目的として設定されたテーマを実現するためのプログラムになっているか。(例:テーマで謳っている公益目的と異なり、業界団体の販売促進や共同宣伝になっていないか)</p> <p>3.体験活動に専門家が適切に関与しているか。</p>	<p>「自然・クラフト等体験活動事業」</p> <p>1.公園を活用した環境学習や自然体験等を通じ、みどり・環境の保全についての理解を深めたり、県民の健康増進を図る等、不特定多数の者の利益の増進に寄与することを目的とした事業であり、事業内容及び結果は広報媒体で明らかにし、広く公表している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当協会ホームページへの掲載</li> <li>・広報媒体への掲載</li> <li>・当協会が管理運営する公園等の施設や開催市町村における広報</li> <li>・チラシ配布やポスター掲示</li> </ul> <p>2.公園の自然資源を活用したクラフト体験活動教室をはじめ、自然体験活動教室、運動体験活動教室等を通じ、みどり・環境の保全の普及啓発や県民の健康増進を図ることを目的としたプログラムとなっている。</p> <p>(1)体験活動教室 各公園において植物・樹木管理体験、農作物作り体験等を通じ、みどり・環境の保全の普及啓発を図る。</p> <p>(2)自然観察会 各公園において自然観察会を開催し、自然環境の保護の普及啓発を図る。</p> <p>(3)工作教室 公園内の剪定枝、実等の自然資源を活用したクラフト体験によりみどり・環境の保全の普及啓発を図る。</p> <p>3.各体験活動教室の講師は、当協会の学芸員、公園管理運営士等の有資格者や、外部の自然観察指導員等をはじめとした、みどり・環境の保全の普及啓発の専門家が主になっている。</p>
(4) 体験活動等	<p>1.当該体験活動等が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。</p>	<p>「ユニバーサルカヌー教室事業」</p> <p>1. 当協会と特定非営利法人が協働で推進する「辻堂海浜公園バリアフリー化プロジェクト」の一環として、公園の人工池やプールを活用し、障がい者、子ども、高齢者をはじめ誰もが参加できる機会を提供し、県民の福祉向上や健康増進を図る等、不特定多数の者の利益の増進に寄与することを目的とした事業であり、事業内容及び結果は広報媒体で明らかにし、広く公表している。</p>

	<p>2.公益目的として設定されたテーマを実現するためのプログラムになっているか。(例:テーマで謳っている公益目的と異なり、業界団体の販売促進や共同宣伝になっていないか)</p> <p>3.体験活動に専門家が適切に関与しているか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当協会ホームページへの掲載</li> <li>・広報媒体への掲載</li> <li>・当協会が管理運営する公園等の施設や藤沢市における広報</li> <li>・チラシ配布やポスター掲示</li> </ul> <p>2. 当事業は特定非営利法人、ボランティアスタッフ、当協会等の協働により開催し、ユニバーサルカヌー体験を通し、健常者と障がい者の交流の場づくりや健康増進を図る等、公益目的として設定されたテーマを実現するためのプログラムとなっている。</p> <p><input type="checkbox"/>ユニバーサルカヌーの開発、改良</p> <p>当初は市販のカヌーを改良したものを使用していたが、障がい者による試乗モニターを重ね、転覆しない構造のカヌーを研究し、障がい者、子ども、高齢者等をはじめ、誰もが安全に体験できるユニバーサルカヌーを開発した。</p> <p><input type="checkbox"/>安全対策</p> <p>事業実施に当たっては、オールの使い方や乗艇時の注意事項等をレクチャーするとともに、サポートスタッフによる水面監視を行う等、参加者の安全対策を徹底している。</p> <p><input type="checkbox"/>事業の質の向上</p> <p>障がい者(介護者を含む)をはじめ、参加者等へのアンケートや聞き取り調査を実施し反映する等、事業の質を高めている。</p> <p>3. ユニバーサルカヌーの開発や体験活動教室の開催に当たっては、それぞれの分野の専門家が適切に関与している。</p>
(4) 体験活動等	<p>1.当該体験活動等が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。</p> <p>2.公益目的として設定されたテーマを実現するためのプログラムになっているか。(例:テーマで謳っている公益目的と異なり、業界団体の販売促進や共同宣伝になっていないか)</p> <p>3.体験活動に専門家が適切に関与しているか。</p>	<p>「自然に親しむ運動事業」</p> <p>1.環境省、神奈川県、箱根町等と協働し、誰もが箱根の自然や歴史に触れることができる機会を提供し、自然環境の保護の普及啓発を図る等、不特定多数の者の利益の増進に寄与することを目的とした事業であり、事業内容及び結果は広報媒体で明らかにしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当協会ホームページへの掲載</li> <li>・実行委員会関連団体のホームページへの掲載</li> <li>・広報媒体への掲載</li> <li>・県内の自然系施設へのチラシ配布やポスター掲示</li> </ul> <p>2.自然に親しみ、自然の大切さを体感することで、自然環境の保護の普及啓発を目的としたプログラムとなっている。当事業は環境省・神奈川県・箱根町・当協会で組織する実行委員会で行事を行っている。</p> <p>3.講師は、動植物の研究家、当協会の学芸員等の専門家が講師として適切に関与している。</p>

<p>(6) 調査、資料収集</p>	<p>1.当該調査、資料収集が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。</p> <p>2.当該調査、資料収集の名称や結果を公表していなかったり、内容についての外部からの問合せに答えないということはないか。</p> <p>(注)ただし、受託の場合、個人情報保護、機密性その他の委託元のやむを得ない理由で公表できない場合があり、この場合は、当該理由の合理性について個別にその妥当性を判断する。</p> <p>3.当該調査、資料収集に専門家が適切に関与しているか。</p> <p>4.当該法人が外部に委託する場合、そのすべてを他者に行わせること(いわゆる丸投げ)はないか。</p>	<p>「大涌谷インフォメーションセンター運営事業」</p> <p>1.箱根の自然や歴史に関する資料を収集し、ホームページやパンフレット等で公開する等、富士箱根伊豆国立公園の自然環境の保護等の普及啓発を図る。</p> <p>また、大涌谷周辺の火山ガスの濃度上昇及び土砂災害に備え、利用者の安全確保に努める等、不特定多数の者の利益の増進に寄与することを目的とした事業として位置づけ、安全に関する情報はホームページ、パンフレット等で明らかにしている。</p> <p>□内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺登山道や研究路等に関する情報を収集し、常に最新の情報を発信することで利用者の安全確保と自然環境の保護の普及啓発を図る。</li> <li>・大涌谷周辺の火山の成り立ちや、箱根地区の動植物などの自然情報に関する情報収集を行い、利用者によりわかり易く情報提供や解説を行う。また、「大涌谷自然研究路」等において「大涌谷園地安全対策協議会」が実施する自然解説活動に協力する。</li> <li>・大涌谷周辺の観光施設やアクセス等の情報収集を行い、観光客への情報提供を行う。</li> <li>・環境省富士箱根伊豆国立公園管理事務所、県自然環境保全センター、箱根町、当協会等で組織する「大涌谷園地安全対策協議会」において、大涌谷周辺地区の火山ガスの調査や安全訓練を実施する等、周辺地域の安全確保に努める。</li> </ul> <p>2.調査結果については、県や県の専門機関へ提供し、利用者へ広く公表するとともに、外部からの問い合わせに対し適切に回答している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・アジアを始めとした海外からの観光客が多いため、三カ国語のパンフレット(英語、中国語、韓国語)を配布し、箱根の自然や魅力を広く公表している。</li> <li>・火山性有毒ガス(硫化水素等)の濃度を1年を通じ測定し、警報レベルに達した場合、緊急時の利用者の安全確保に努めている。</li> </ul> <p>3.調査、資料収集には当協会の職員が専門施設と連携することで専門家が自然情報や安全登山の調査、資料収集に適切に関与している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・箱根ビジターセンター、環境省富士箱根伊豆国立公園管理事務所、県自然環境保全センター、箱根町、神奈川県温泉地学研究所等の機関と連携し、最新の情報を収集している。</li> <li>・環境省富士箱根伊豆国立公園管理事務所、県自然環境保全センター、箱根町、当協会等で組織する「箱根山火山防災協議会」において、大涌谷周辺地区の火山ガスの調査等を行い、安全訓練を実施する等、周辺地域の安全管理について専門家が適切に関与している。</li> </ul> <p>4.運営にかかる業務については、窓口業務を箱根町観光協会(箱根 DMO)に委託している。</p>
<p>(3) 講座、セミナー</p>	<p>1.当該講座、セミナー、育成(以下「講座等」)が不特定多数の者の利益の増進</p>	<p>「グリーンエンジョイ開催事業」</p> <p>1.みどりのまちづくりを推進するため、参加者がみどりのもたらす効果、大切さを身近に感じるとともに、みどりの創造に関する知識が習得できる等、不特定多数の者の利益の増進</p>

<p>一、育成</p>	<p>に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。</p> <p>2.当該講座等を受講する機会が、一般に開かれているか。(注)ただし、高度な専門的知識・技能等を育成するような講座等の場合、質を確保するため、レベル・性格等に応じた合理的な参加の要件を定めることは可。</p> <p>3.当該講座等及び専門的知識・技能等の確認行為(受講者が一定のレベルに達したかについて必要に応じて行う行為)に当たって、専門家が適切に関与しているか。(注)専門的知識の普及を行うためのセミナー、シンポジウムの場合には、確認行為については問わない。</p> <p>4.講師等に対して過大な報酬が支払われることになっていないか。</p>	<p>に寄与することを主たる目的とした事業として位置づけ、事業内容及び結果は広報媒体で明らかにしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当協会ホームページへの掲載</li> <li>・広報媒体への掲載</li> <li>・当協会が管理運営する公園等の施設や開催市町村における広報</li> <li>・チラシ配布やポスター掲示</li> </ul> <p>※当事業は、当協会及び都市の緑の保全や創出に向けた活動を行う特定非営利活動法人との共催で実施している。</p> <p>2.県内各市町村の都市公園等で開催する等、様々な地域の方が受講する機会を広く一般に開いている。</p> <p>□募集方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当協会ホームページへの掲載</li> <li>・広報媒体への掲載</li> <li>・当協会が管理運営する公園等の施設や開催市町村における広報</li> <li>・チラシ配布やポスター掲示</li> </ul> <p>□参加対象</p> <p>年齢、経験を問わず、緑や自然に関心のある県民を広く募集する。(参加無料)</p> <p>3.当事業は、講演を中心としたシンポジウムであり、緑や自然に精通した学識経験者、園芸家、ガーデンデザイナー等の専門家が講師として適切に関与している。当事業は、みどりのまちづくりを推進する人材育成を目的とした専門的知識の普及であり、一定のレベルに達したかについての確認行為は行わない。</p> <p>4.当協会が定めた謝礼金等の支払基準(下記)に基づき、報酬額を算定している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全国的に活躍している方 50,000 円</li> <li>・県域で活躍している方 32,000 円</li> <li>・市町村域で活躍している方 28,000 円</li> <li>・地域で活躍している方 24,000 円</li> </ul>
<p>(3) 講座、セミナー、育成</p>	<p>1.当該講座、セミナー、育成(以下「講座等」)が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。</p> <p>2.当該講座等を受講する機会が、一般に開かれているか。</p> <p>(注)ただし、高度な専門的</p>	<p>「みどりのまちづくり推進講座事業」</p> <p>1.みどりのまちづくりを推進するため、地域で都市緑化を実践するための知識や技術が習得できる等、不特定多数の者の利益の増進に寄与することを目的とした事業として位置づけ、事業内容及び結果は広報媒体で明らかにしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当協会ホームページへの掲載</li> <li>・広報媒体への掲載</li> <li>・当協会が管理運営する公園等の施設や開催市町村における広報</li> <li>・チラシ配布やポスター掲示</li> </ul> <p>※当事業は、当協会及び都市の緑の保全や創出に向けた活動を行う特定非営利活動法人との共催で実施している。</p>

	<p>知識・技能等を育成するような講座等の場合、質を確保するため、レベル・性格等に応じた合理的な参加の要件を定めることは可。</p> <p>3.当該講座等及び専門的知識・技能等の確認行為（受講者が一定のレベルに達したかについて必要に応じて行う行為）に当たって、専門家が適切に関与しているか。</p> <p>（注）専門的知識の普及を行うためのセミナー、シンポジウムの場合には、確認行為については問わない。</p> <p>4.講師等に対して過大な報酬が支払われることになっていないか。</p>	<p>2.県内各市町村の都市公園で開催する等、様々な地域の方が受講する機会を広く一般に開いている。</p> <p>□募集方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当協会ホームページへの掲載</li> <li>・広報媒体への掲載</li> <li>・当協会が管理運営する公園等の施設や開催市町村における広報</li> <li>・チラシ配布やポスター掲示</li> </ul> <p>□参加対象</p> <p>年齢、経験を問わず、緑や自然に関心のある県民を広く募集する。</p> <p>3.講師は、グリーンサポート特別指導員及び都市計画、造園、園芸等をはじめとした専門家が関与している。当事業はみどりのまちづくりを推進する人材を育成するための専門知識や技術の普及を目的としており、一定のレベルに達したかについての確認行為は行わない。</p> <p>4.当協会が定めた謝礼金等の支払基準（下記）に基づき、報酬額を算定している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全国的に活躍している方 50,000 円</li> <li>・県域で活躍している方 32,000 円</li> <li>・市町村域で活躍している方 28,000 円</li> <li>・地域で活躍している方 24,000 円</li> </ul>
(14)	<p>表彰、コンクール</p> <p>1.当該表彰、コンクールが不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。</p> <p>2.選考が公正に行われることになっているか。（例：個別選考に当たっての直接の利害関係者の排除）</p> <p>3.選考に当たって専門家が適切に関与しているか。</p> <p>4.表彰、コンクールの受賞者・作品、受賞理由を公表しているか。</p> <p>5.表彰者や候補者に対して当該表彰に係る金銭的な負担（応募者から一律に徴収する審査料は除く。）を求めているか。</p>	<p>「フォトコンテスト事業」</p> <p>1.県立都市公園・自然公園の景観及びイベントや市民活動等の写真を広く募集し、神奈川の自然の魅力を表現している作品を表彰する「花とみどりのフォトコンテスト」を開催するとともに、入賞作品による「花とみどりのフォトコンテスト入賞作品展」を開催することにより自然の魅力を広く伝え、みどり・環境の保全の普及啓発を図る等、不特定多数の利益の増進に寄与することを目的とした事業であり、事業内容及び結果は広報媒体で明らかにしている。</p> <p>（1）花とみどりのフォトコンテスト</p> <p>誰もが応募できるよう、撮影対象や応募形態を工夫するとともに、応募者が県立都市公園、県立自然公園、県内の国定公園等の風景や景観、自然の魅力に触れ、みどり・環境の保全の普及啓発を図る等、不特定多数の者の利益の増進に寄与することを目的としている。</p> <p>（2）花とみどりのフォトコンテスト入賞作品展</p> <p>県内各地の様々な風景や景観を通して、みどり・環境の保全の必要性を広く伝えるため、多くの人が訪れるギャラリーや都市公園において、入賞作品展を無料で開催する等、不特定多数の者の利益の増進に寄与することを目的としている。</p> <p>上記（1）及び（2）の事業目的、実施内容について明らかにし広く公表している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当協会ホームページへの掲載</li> <li>・広報媒体への掲載</li> <li>・当協会が管理運営する都市公園等の施設や県内市町村におけるチラシ配布、ポス</li> </ul>

		<p>ター揭示</p> <p>2.選考に当たっては、外部審査員が全ての応募作品を公平・平等に審査し、入賞作品を選出する等、公正に行っている。また、関係者からの応募については厳正にチェックしている。</p> <p>3.選考に当たっては、写真教室の講師や写真コンクールの審査経験が豊富な方をはじめとした専門家が適切に関与している。</p> <p>4.受賞者・作品・受賞理由をホームページで公開するとともに、各公園や商業施設等において入場無料の入賞作品展を開催する等、広く公表している。また、入賞作品等を使用したカレンダーを製作し、入賞者、入賞作品、受賞理由を広く公表している。</p> <p>5.応募、選考にかかる金銭的な負担は無く、不特定多数の方が参加できる。</p>
--	--	---

[3]本事業を反復継続して行うのに最低限必要となる許認可等について

許認可等の名称	根拠法令	許認可等行政機関
都市公園施設の設置(管理)	都市公園法第5条第1項	神奈川県各土木(治水)事務所 許認可指導課
道路の占用	道路法第32条第1項	神奈川県西土木事務所 許認可指導課

(2) 収益事業について

事業番号	事業の内容	定款（法人の事業又は目的）上の根拠
収 1	公益目的事業を推進するための駐車場及び売店等の経営	第4条第2項第1号及び第2号
事業の概要		
公園の付帯設備である駐車場、売店、自動販売機、茶室、バーベキュー場等を適切に経営する。		
本事業を反復継続して行うのに最低限必要となる許認可等について		
許認可等の名称	根拠法令	許認可等行政機関
公園施設の設置（管理）許可、公園の占有許可、行為許可	都市公園法第5条第1項、第6条第1項、神奈川県都市公園条例第11条第1項	神奈川県各土木（治水）事務所 許認可指導課
土地の占有の許可	河川法第24条	神奈川県藤沢土木事務所 認可指導課
国有財産使用許可	国有財産法第18条第6項	国土交通省関東地方整備局国営昭和記念公園事務所大磯分室
道路の占有	道路法第32条第1項	神奈川県西土木事務所 許認可指導課

